

庁議における審議要旨	
日時	
令和 8 年 5 月 2 2 日 (書面開催)	
出席者 (書面開催)	
区長、副区長、副区長、教育長、政策企画部長、総務部長、危機管理部長、危機管理監、区民生活部長、地域文化スポーツ部長、産業経済部長、環境清掃部長、福祉部長、健康部長、子ども家庭部長、防災都市づくり部長、防災都市づくり監、会計管理部長、教育部長、政策企画課長、企画担当課長、財政課長、広報・シティプロモーション課長、総務課長	
付議案件	
1 荒川区印鑑条例の一部を改正する条例について	
審議の要旨	
1 荒川区印鑑条例の一部を改正する条例について 庁議メンバーに資料を配布し、特段の意見なく、了承。	
配付資料	
1 荒川区印鑑条例の一部を改正する条例について	

庁議付議予定案件
(令和8年5月22日)

1 荒川区印鑑条例の一部を改正する条例について

(戸籍住民課)

○ 今後の庁議日程

5月27日(水) 午前 11時00分～

6月 3日(水) 午後 2時00分～

庁議説明資料	
8.5.22	区民生活部戸籍住民課

荒川区印鑑条例の一部を改正する条例について

1 改正・提案理由				
出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）等の改正に伴い、証明書を自動的に交付する機能を有する機器による印鑑登録証明の申請等を行うことができる者等を改めるほか、規定を整備するため。				
2 内容				
（１） 概要 新たに個人番号カードの機能を有する特定在留カード及び特定特別永住者証明書（以下「特定在留カード等」という。）の運用が開始されることに伴い、荒川区印鑑条例の一部を改正し、特定在留カード等に係る規定を追加する。 （２） 改正の内容 ア コンビニ等での印鑑登録証明書の交付について、従来の個人番号カードを使用する者に加え、特定在留カード等を使用する者についても、印鑑証明書の交付を受けることができるよう、所要の改正を行う。 イ その他規定を整備する。				
3 施行期日				
令和8年6月14日				
議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見
5月29日 福祉・区民生活 委員会	6月14日	—	6月14日	—